

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織及び体制の整備等

#### 第1 県における組織及び体制の整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、平素から国民保護措置の実施に必要な組織及び体制並びに職員の配置及びサービス基準の整備等について、次のとおり定める。

##### 1 組織及び体制の整備 (消防防災課)

###### (1) 組織の整備

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ県国民保護対策本部等及び各部局における事務分担、職員の配置、職員間の伝達等について規定し、その組織の整備を図る。

###### (2) 防災体制と併せた即応体制の確立 (人事課)

県は、武力攻撃事態等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、防災体制と併せて、職員による24時間即応可能な体制を確保する。

###### (3) 県国民保護対策本部の機能の確保

県は、防災のための体制を活用しつつ、県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置した場合において、その機能が確保できるよう、次の項目について定めるよう努める。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食糧、飲料水、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備の確保 等

##### 2 県職員の参集基準等 (消防防災課)

###### (1) 職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 県の体制及び職員の参集基準等

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【職員参集基準及び体制の設置判断基準】

庁内体制	参集基準	設置判断基準
①国民保護担当課体制	消防防災課全職員が参集	全庁での対応は要しないが、情報収集等の対応が必要な場合
②県緊急事態連絡本部体制	原則として、県国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、個別の事態の状況に応じ、その他関係課の職員が参集	①事態認定後、国から警報が発令されたが、県国民保護対策本部設置の通知がない場合 ②その他知事が県緊急事態連絡本部を設置し、全庁での対応が必要と判断した場合
③県国民保護対策本部体制	全職員が本庁又は出先機関等の各自の所属に参集	国から県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合

※ 県警察においても、同様に警察本部及び警察署の初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとする。

(3) 職員への連絡手段の確保

県対策本部員、初動体制職員及び消防防災課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話、メール等による連絡手段を確保する。

(4) 代替職員の確保

県対策本部員、初動体制職員及び消防防災課職員は、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に対処できるよう職員を確保する。

なお、初動体制職員の代替職員については、当該職員が指名されている所属課において確保しておく。

(5) 職員の服務基準

県は、(2)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(6) 職員の動員配備

県は、各部局の業務分掌において国民保護措置を円滑に実施するため、あらかじめ動員職員を算出して職員配備計画を整備する。

所属長は、あらかじめ時間外における職員の連絡方法を定める。

なお、職員は、連絡手段の途絶した場合には、職員配備計画により定められた

所定の場所へ自主的に参集する。

(7) 初動体制職員の指名

県は、防災のための初動体制を活用しつつ、動員体制が整うまでの間、関係機関との連絡調整や情報収集を行うための職員を初動体制職員として指名しておくものとする。初動体制職員は、本庁近隣在住の職員の中から職名、年齢等を考慮して指名する。

初動体制職員には、無線呼出を貸与するなど防災に準じた連絡手段を整備する。

3 国民の権利利益の救済に係る手続等 (各関係課)

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理できるよう、担当部署を定め、具体的な状況に応じて必要な処理体制を確保するよう努める。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項)
	車両等の破損措置に関する事。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1・2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1・2項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、県行政文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存することとし、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

また、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に保管

する等の配慮を行う。

#### 4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等

##### (1) 市町村の組織の整備

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手續等について迅速な対応ができるよう担当部署を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

##### (2) 指定地方公共機関の組織の整備

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置及び参集基準等の必要な体制の整備に努めるものとする。

また、国民保護措置の実施体制について、国民保護業務計画によりあらかじめ整備しておくものとし、**県**は、その実施体制の把握に努める。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置を実施するにあたり、国、他の都道府県及び市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、関係機関との連携体制整備のあり方について、次のとおり定める。

### 1 基本的考え方 (消防防災課)

#### (1) 防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県及び市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

この場合において、関係機関は相互に、資料や情報の提供、意見の陳述等の必要な協力を求めるなど連携を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

県は、「避難」、「救援」、「被害の最小化」の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図る。

この場合において、県国民保護協議会の部会を活用するなど、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 国の機関との連携 (各所属)

#### (1) 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

#### (2) 防衛省・自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省、自衛隊との連携を図る。

#### (3) 指定地方行政機関との連携

県は、県域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機

関との連携を図る。

### 3 他の都道府県との連携

#### (1) 広域応援体制の整備 (消防防災課)

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、県域を越える広域的な避難、物資及び資材の提供並びに救援を実施するための広域応援体制を整備する。

また、知事は、県国民保護計画を作成するにあたり、他の都道府県と関係がある事項を定めるときは、当該都道府県知事の意見聴取を行う。

#### (2) 相互応援協定の締結等 (消防防災課)

県は、武力攻撃事態等においても対応できるよう、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行う等により、県域を越える広域的な避難、物資及び資材の供給並びに救援の実施のための相互応援体制の構築に努める。

##### 【参考 防災において締結されている相互協定】

- ・震災時等の相互応援に関する協定
- ・全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

#### (3) 広域緊急援助隊の充実・強化 (警察本部)

県警察は、警察庁又は他の都道府県警察と連携して、広域緊急援助隊による緊急かつ広域的な救助活動等を行うことができるよう、必要な体制の整備を図る。

#### (4) 緊急消防援助隊の充実・強化 (消防防災課)

県は、消防庁と連携して、緊急消防援助隊による迅速かつ適切な救助活動等を行うことができるよう、必要な体制の整備を図る。

#### (5) 近隣都県との情報共有 (各関係課)

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、輸送手段等に関し、近接する都県との間で緊密な情報の共有を図る。

特に、生物剤による攻撃にあつては、県域を越える広域的な災害に迅速に対応することが重要であるため、保健所、衛生環境研究所等の機関は、上記の近接する都県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (6) 他の都道府県に対する事務の委託 (知事政策局)

県は、他の都道府県に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要な体制の整備を図る。

#### 4 市町村との連携 (各関係課)

(1) 市町村との連携体制等

**県**は、市町村との緊密な連携を図る。

なお、市町村の連絡先は、資料編 2 に掲げるとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

この場合において、特に、避難実施要領の記述内容、避難の指示の伝達と避難誘導、救援の実施等、**県**と市町村との間で調整が必要な分野における連携に留意する。

(2) 市町村の行うべき事務の代行

**知事**は、市町村長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、必要に応じて調整を図る。

(3) 市町村国民保護計画の協議

**知事**は、市町村国民保護計画の協議を通じて、**県**の行う国民保護措置と市町村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市町村間の連携の確保

**県**は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

(5) 消防機関の応援態勢の整備

**県**は、消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、調整や応援態勢の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数や資機材の所在等の現状を把握する。

(6) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、**県**は、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、資機材の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実、活性化に努める。

また、**県**は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に参加できるよう配慮する。

## 5 指定公共機関等との連携

### (1) 指定公共機関等との連携体制等

県は、県内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、ガス事業等のライフライン事業者である指定公共機関等は、事業者間の広域応援体制の整備に努めることとされている。

なお、指定公共機関等の連絡先は、資料編2に掲げるとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報に更新する。

### (2) 指定地方公共機関国民保護業務計画への助言

知事は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、その円滑な運用等に資するための助言を行うなど、連携の確保を図る。

### (3) 関係機関との協定の締結等（消費者安全・食育推進課、衛生薬務課、環境整備課、治山林道課、商業振興金融課、花き農水産課、県土整備総務課、警察本部）

県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の構築に努める。

## 6 自主防災組織に対する支援（消防防災課）

武力攻撃災害が発生した場合には、被害の防止や軽減を迅速かつ効果的に実施されるよう、地域住民で組織する自主防災組織の役割は重要となる。

このため、県及び市町村は、防災のための連携体制を踏まえ、自主防災組織の核となるリーダーの研修、防災資機材等の配備、訓練の実施等を行い、自主防災組織の育成強化に努める。

## 7 ボランティア団体等に対する支援（県民生活・男女参画課、福祉保健総務課）

地震など大規模な自然災害が発生した場合において、ボランティアによる活動が大きな役割を果たすことが明らかとされた。これは、武力攻撃災害の発生した場合においても同様な役割が期待される。このため、県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社山梨県支部、山梨県社会福祉協議会、山梨県ボランティア協会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

### 第3 通信の確保

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について、次のとおり定める。

#### 1 非常通信体制の整備 (消防防災課)

県は、国民保護措置の実施に関し、自然災害に対応した非常通信体制を基本とし、より一層の充実、整備に努めるとともに、非常時における通信の円滑な運用、確保を図ること等を目的として、関係省庁や地方公共団体、主な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

#### 2 非常通信体制の確保にあたっての留意事項 (消防防災課)

県は、武力攻撃災害の発生時においても情報の収集、提供を確実に遂行するために情報伝達ルートが多ルート化(電話、FAX、防災行政無線、防災情報システム、農協の有線放送等)や停電等に備えた非常用電源の整備、確保等に努めるとともに、通信途絶時における対応策も検討する。

また、非常通信体制の確保にあたっては、地域防災計画等で定めた通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営、管理、整備等を行う。

##### (1) 施設・設備等

- ア 情報通信手段の施設、設備の取扱いについて、マニュアル等の整備により非常通信の取扱いや機器の操作の習熟等を含めた管理、運用体制の構築を図る。
- イ 武力攻撃災害により被害が発生した場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連装置の二重化等の障害発生時に対応する情報収集手段の整備に努める。
- ウ 被災現場の状況を収集するためヘリコプターテレビ伝送システム及び各合同庁舎に設置した高所カメラを活用する。
- エ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備の全体を定期的に整備、点検する。
- オ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

##### (2) 運用面

- ア 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信の輻輳及び途絶を想定した、非常用電源を用いた関係機関との実践的な通信訓練を定期的に実施する。

- イ 通信訓練を行うにあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- ウ 指定公共機関である電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- エ 高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう検討を行い、体制の整備を図る。
- オ 夜間、休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- カ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- キ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

### 3 県警察における通信の確保 (警察本部)

県警察は、関東管区警察局、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

### 4 市町村における通信の確保

市町村は、防災行政無線の整備に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等、通信の確保に努めるものとする。

### 5 電気通信設備の優先使用 (消防防災課)

県、市町村及び関係機関は、国民保護措置に関する情報伝達で最優先に確保すべき通話について、一般加入電話又は、携帯電話を電気通信事業者の承諾を得て災害時優先電話として利用する。

また、各機関は、緊急の度合いにより、非常扱い通話(電報)及び緊急扱い通話(電報)を利用する。

### 6 電波法に基づく非常通信の利用

県、市町村及び関係機関は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において有線通信が利用できないか、又は利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条

及び第74条の2並びに非常通信規約に基づいて、非常通信を利用し、通信の確保を図る。

なお、非常通信における通報の内容は、人命の救助に関するものなど非常通信運用細則第7条の規定による。

## 第4 情報収集及び提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備に必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 基本的な考え方

- (1) 情報収集及び提供のための体制の整備 (消防防災課、広聴広報課、情報政策課、私学文書課、市町村課)

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

- (2) 体制の整備にあたっての留意事項 (消防防災課、広聴広報課、情報政策課、私学文書課、市町村課)

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、特に、効率的な情報の収集、整理及び提供や武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

- (3) 関係機関における活用のための整備 (消防防災課、情報政策課)

県は、国民保護措置を円滑に行うために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関で相互に利用できるように共通システム化、データベース化の構築に努める。

- (4) 県警察における体制の整備 (警察本部)

県警察は、その保有する手段を活用して、迅速な情報収集、連絡を可能とする体制の整備に努める。

### 2 警報等の通知に必要な準備

- (1) 警報等の通知先となる関係機関

国の対策本部長が発令した警報が総務大臣（消防庁）から通知されたときに、**知事**が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等は、資料編2に掲げるとおりである。

- (2) 県における警報の伝達に必要な準備 (各所属)

総務大臣（消防庁）から警報の通知を受けたときに**知事**が迅速に警報の伝達を

行うこととなる県内に所在する公共施設等多数の者が利用する施設の名称、所在地、連絡先（電話番号、FAX等）、規模（入場者数等）等の把握に努める。

- (3) 市町村に対する支援（国際交流課、福祉保健総務課、児童家庭課、長寿社会課、障害福祉課、健康増進課）

県は、市町村が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報を行うことができるよう、市町村に対し外国語による警報文面の作成、提供などの必要な支援を行うこととする。

県警察は、市町村と連携し、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努める。

### 3 市町村における警報の伝達に必要な準備

市町村長は、知事から警報の通知があった場合の住民及び公私の団体（自治会、町内会等）への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町村長は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ国民保護計画に定めておくものとする。

### 4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

（消防防災課、広聴広報課、情報政策課、私学文書課、市町村課）

県及び市町村は、国が整備する「武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム」（通称「安否情報システム」）や既存システム等を活用して、安否情報の収集、整理及び提供に努めるものとする。

- (1) 収集及び報告すべき安否情報

県は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民の安否情報として、次に掲げる情報について武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。資料編7参照）に定める様式第1号「安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）」及び様式第2号「安否情報収集様式（死亡住民）」により収集し、様式第3号「安否情報報告書」により総務大臣（消防庁）に報告することとする。

#### 【収集・報告すべき事項】

ア 避難住民（負傷した住民を含む。）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日

- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別できるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

イ 死亡した住民

上記（避難住民の項目）①～⑦の項目

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意